

監査の結果に基づいて講じた措置等

<p>監査の種類</p>	<p>令和5年度第2回定期監査</p>
<p>対象部課</p>	<p>子ども家庭部 子ども青少年課</p>
<p>監査結果の通知日</p>	<p>令和6年3月5日</p>
<p>指摘事項 (要望事項)</p>	<p>時間外勤務手当について、子ども青少年課で勤務実績と合わない不適切な支出がみられた。手当の請求では、十分、精査して請求するようお願いする。</p>
<p>講じた措置の内容</p>	<p>勤務実績と合わない不適切な支出となった要因については、時間外勤務等実績報告書を作成する際に、前回作成した書類を使用したことにより発生したため、今後については、時間外勤務等実績報告書を作成する際には、あらかじめ、時間数の記載がない4月分から翌年3月分までの報告書を作成した上、当該月ごとに時間数を記載し、作成するものとする。</p> <p>また、内容の確認に当たっては、①時間外勤務命令簿、②出勤表及び③時間外勤務等実績報告書をそれぞれ突合した上、庶務担当者及び係長並びに課長が確認することを徹底する。</p>